

## 資金決済に関する法律の制定に伴う告示(案)について

資金決済に関する法律の制定に伴い、以下の告示を定める必要がある。

### 1. 前払式支払手段関係

- ①資金決済に関する法律施行令第5条第2項の規定に基づき、金融庁長官が告示をもって定める法律を定める件  
⇒第三者型発行者の登録要件のうち、純資産要件が課されない法人(の根拠法)を定めるもの
- ②前払式支払手段に関する内閣府令第28条第4号の規定に基づき、金融庁長官の指定する社債券その他の債券を定める件  
⇒発行保証金として法務局に供託することができる債券の種類を定めるもの(国債、地方債及び政府保証債については、内閣府令で発行保証金に充てることが認められている。)
- ③前払式支払手段に関する内閣府令第35条第5号イの規定に基づき、金融庁長官の指定する債券を定める件  
⇒発行保証金信託契約において、運用対象とすることができる債券の内容を定めるもの
- ④前払式支払手段に関する内閣府令第36条第2項第6号の規定に基づき、金融庁長官の指定する社債券その他の債券を定める件  
⇒発行保証金信託契約において、当初、信託することができる債券の種類を定めるもの(国債、地方債及び政府保証債については、内閣府令で信託財産とすることが認められている。)

### 2. 資金移動業者関係

- ①資金移動業者に関する内閣府令第12条第4号の規定に基づき、金融庁長官が指定する社債券その他の債券を定める件  
⇒履行保証金として法務局に供託することができる債券の種類を定めるもの(指定する債券は上記1. ②の告示と同様)
- ②資金移動業者に関する内閣府令第19条第5号イの規定に基づき、金融庁長官の指定する債券を定める件  
⇒履行保証金信託契約において、運用対象とすることができる債券の内容を定めるもの(指定する債券は上記1. ③の告示と同様)
- ③資金移動業者に関する内閣府令第20条第2項第6号の規定に基づき、金融庁長官の指定する社債券その他の債券を定める件  
⇒履行保証金信託契約において、当初、信託することができる債券の種類を定めるもの(指定する債券は上記1. ④の告示と同様)